

(目的)

第1条 この条例は、市民に必要な交通手段を確保するため、四国中央市デマンドタクシー(以下「デマンドタクシー」という。)を運行し、市民の利便性の向上及び地域の活性化を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(運行等)

第2条 デマンドタクシーは、次に掲げる地域(第3号にあっては別に定める区域)を運行する。

- (1) 川之江地域
- (2) 三島地域
- (3) 三島嶺南地域
- (4) 土居地域

2 前項に規定する地域を運行するデマンドタクシーはそれぞれの地域内を運行するものとし、当該地域から他の地域への運行はそれぞれの地域内を運行するデマンドタクシーを経由することにより行うものとする。ただし、同項第3号に規定する地域を運行するデマンドタクシーについては、この限りでない。

3 新宮地域を発着するデマンドタクシーは、別に定める路線を運行する。

4 前2項の規定にかかわらず、デマンドタクシーは、遠距離通学その他特別な事由があるときは、次条第2項の運行時刻以外の時刻に運行することができる。

(平22条例7・全改)

(運行日等)

第3条 デマンドタクシーの運行日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、当該運行日が四国中央市の休日^{を定める条例(平成16年四国中央市条例第3号)第1条第1項第2号及び第3号}に規定する日に当たるときは、この限りでない。

2 デマンドタクシーの運行時刻は、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、天災その他やむを得ない事由によりデマンドタクシーの運行に支障があると認めるときは、運行日若しくは運行時刻を変更し、又は運行を中止することができる。

(平22条例7・一部改正)

(利用対象者)

第4条 デマンドタクシーを利用することができる者は、市内に居住する者とする。ただし、^{児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第1項第1号及び第2号}に規定する者(第6条第2項においてこれらを「乳幼児」という。)は、保護者同伴に限るものとする。

(平22条例7・一部改正)

(利用方法)

第5条 デマンドタクシーを利用しようとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の市長の登録を受けた者は、デマンドタクシーを利用するときは、あらかじめ予約しなければならない。
(料金)

第6条 デマンドタクシーの利用に係る料金は、乗車1回につき1人400円とする。ただし、^{次の各号}のいずれかに該当する者は、当該料金の2分の1相当額とする。

- (1) 小学生以下の者
- (2) 中学生又は高校生で第2条第3項に規定するデマンドタクシーを通学を利用する者
- (3) ^{身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条}に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (4) ^{精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条}に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (5) 療育手帳制度による療育手帳の交付を受けている者
- (6) ^{前各号}に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、乳幼児は、保護者1人につき1人を無料とする。

(平22条例7・一部改正)

(料金の不還付)

第7条 既納の料金は、還付しない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(登録の取消等)

第8条 市長は、^{次の各号}のいずれかに該当する場合は、登録を取り消し、又は利用を中止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 虚偽の申込みにより登録したとき。
- (3) 不正の行為により利用したとき。
- (4) ^{前3号}に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(平22条例7・一部改正)

(乗車制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に乗車を拒否し、又は下車させることができる。

- (1) 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)その他の法令により持込みが制限又は禁止されている物品を携帯する者
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱す者又はそのおそれのある者
- (3) 乗務員の指示に従わない者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めた者

(損害賠償)

第10条 故意又は過失によりデマンドタクシーの設備等に損害を与えた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(業務の委託等)

第11条 市長は、デマンドタクシーの運行业務の全部又は一部を委託することができる。

2 市長は、必要と認めたときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、第6条第1項に規定する料金の徴収の事務を私人に委託することができる。

(平22条例7・令6条例5・一部改正)

(協議会の設置)

第12条 デマンドタクシーの適正かつ円滑な運行を図るため、四国中央市デマンドタクシー運行協議会を置く。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日条例第7号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月22日条例第5号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。